

千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

令和8年度（2026年度）に迎える千葉開府900年の節目の年へ向けて、これまで千葉のまちを開いた千葉一族の活躍を中心に様々なPRを行ってきたが、当時の建造物などがほとんど残っていないことなどから、多くの市民が関心を持つに至っていない。

この課題への対応として、VR技術等の先端技術を活用して、千葉一族の活躍や開府当時の街の様子などをリアリティとともに再現することや、現存する絵画や文化財等をより鮮やかに体感できるようにすることにより、多くの市民に関心をもってもらうことが必要だと考えており、「先端技術を活用した千葉開府の歴史への関心度向上」へ向けた事業を開府900年記念として実施することを予定している。

そこで、記念事業として想定される活用シーン毎に、様々な先端技術を活用する手法などを比較検討し、開府900年の記念事業として最も効果的な事業化案を検討するための根拠資料を作成することを本業務の目的とする。

2 委託業務

(1) 件名

千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託

(2) 委託場所

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月27日まで

(5) 委託限度額

上限1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていること。

(1) 共通事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定

日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(2) 個別事項

共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。

(ア) 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

(イ) 構成員は前記(1)の条件を満たしていること。構成員間における協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

イ 参加申込にあつては、1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構築事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

5 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

	内 容	日 程
①	企画提案募集要項公表	令和5年11月21日（火）
②	参加申込書受付期間	令和5年11月21日（火）～11月29日（水）
③	質問受付期間	令和5年11月21日（火）～11月27日（月）
④	質問回答日（HPに掲載）	令和5年11月28日（火）
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和5年11月30日（木）
⑥	企画提案書受付期限	令和5年12月14日（木）
⑦	選考委員会開催	令和5年12月18日（月）
⑧	最優秀提案者決定	令和5年12月19日（火）

(2) 仕様書等の配布

千葉市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和5年11月29日（水）午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

メール、郵送、持参のいずれも可。（提出期限内必着）

持参の場合は、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は書留とすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 高層棟6階

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

エ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (イ) 事業者概要（様式第2号）
- (ウ) 同種の業務実績（様式第3号）
- (エ) 共同企業体一覧（様式第4号）※共同企業体の場合
- (オ) 委任状（様式第5号）※共同企業体の場合
- (カ) 参加資格要件の（2）を満たすことがわかるもの
- (キ) 質問書（様式第6号）※質問がある場合

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和5年11月30日（木）に参加決定の可否について、電子メール及び書面により通知する。

(4) 内容に関する質問の提出方法等

本企画提案の実施においては説明会を実施しないため、本募集要項の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ただし、企画提案に直接関係のないものについては、質問を受け付けない。

ア 受付期間

令和5年11月21日（火）から11月27日（月）午後5時まで

イ 提出方法

下記メールアドレスに電子メールでkaifu900th@city.chiba.lg.jpあてに送信することとし、持参、郵送、電話での質問は受け付けない。電子メールの件名は、「千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託企画提案に関する質問（事業者名称）」とすること。公募に関する必要項目についてのみ質問を受付ける。

ウ 提出書類

質問書（様式第6号）

エ 質問に対する回答

令和5年11月28日（火）に、千葉市ホームページにて公開する。

なお、回答内容は、本要項等の追加又は修正とみなす。

(5) 企画提案書及び見積書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書及び見積書を提出すること。

ア 提出期限 令和5年12月14日（木）午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

メール、郵送、持参のいずれも可。（提出期限内必着）

持参の場合は、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は書留とすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 高層棟6階

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

エ 提出書類

千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託企画提案書及び見積書（様式第7号）

オ 企画提案書の内容

仕様書に記載の内容に沿った提案を行うこと。評価基準に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

カ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とすること。
- (イ) 見積書の提出部数は、1部とすること。
- (イ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。
正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。
副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(ウ) 企画提案書の表紙には下記の項目を掲載すること。

①宛名 千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

②タイトル 千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託

③提出年月日

(エ) 提案内容（本文）は、A4版（横書き）とする。

1 提案に対し、片面印刷で10ページ（表紙、目次、あい紙、裏表紙を除く。）以内とする。

キ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

ク 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

(1) ヒアリングの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でオンラインでヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は選考委員会で決定する。なお、ヒアリングにおいては、別途要綱に基づき設置しているプロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

ア 日 時 令和5年12月18日（月）※詳細は別途通知する

イ 会 場 千葉市中央区千葉港1-1 ※詳細は別途通知する

ウ 出席人数 各事業者2人までとする。コンサルタント等、事業担当者ではない者の出席は認めない。

エ 時 間 1事業者あたり25分程度を予定

（プレゼンテーション10分、質疑応答15分）

オ 留意事項

(ア) オンラインでのヒアリングは、zoomを使用する。

(イ) ヒアリング当日の追加資料の配布は認めない。共有できるものは企画提案書の画面共有のみとする。

なお、企画提案書は事前に委員に配付しており、ヒアリング当日も持参している。

(ウ) 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選考方法及び選考基準

ア 選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選考委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

また、提案者が一者のみの場合も、審査を行い、出席した委員による採点の平均点数が60点以上の場合、受託候補者とする。

イ 選考基準

選考にかかる評価項目は以下のとおりとする。

評価基準		配点
1 趣旨理解		10
(1)	委託業務の目的、趣旨について良く理解し、企画提案内容に反映しているか。	10
2 実施体制		15
(1)	業務の設計、実施体制は具体的に示されているか。	5
(2)	本業務に適した人材確保ができるか。	5
(3)	業務を遂行できるスケジュールを取れているか。	5
3 企画提案		65
(1)	事業化検討にあたり、各素材の見せ方の検討は最適か。	20
(2)	事業化検討にあたり、市民の認知度・理解度を高める供用機会等の検討は最適か。	20
(3)	事業化検討にあたり、最適な事業案の提案が可能な検討調査になっているか。	25
4 業務実績		10
(1)	調査検討業務において、同種・類似業務の実績があるか。	10
合計		100

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項 2 - (5) に記載する委託限度額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、ヒアリング後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを千葉市ホームページに掲載するものとする。掲載予定日については、決定次第、参加申込受付け者宛て連絡する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (3) 第1位の提案者が事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用及び交通費は提案者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった事業者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加申込み後に参加を辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出すること。

9 委託料の支払 完了払いとする。

10 問合せ先

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 高層棟6階
電話 043(245)5660 Eメール kaifu900th@city.chiba.lg.jp